

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	復興庁・経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災地における投資・雇用を促進させるため、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）第40条に基づく税制上の特例措置（いわゆる「新規立地促進税制」）の適用を受けるための要件を緩和する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再投資等準備金の積立て期間において、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への事務所等の設置を認める。</li> <li>○ 再投資等準備金を用いた再投資について、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への再投資も即時償却の対象とする。</li> <li>○ 上記により設置が認められる事務所等における従業員の数は、一定以下とする。</li> </ul>		
関係条文	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3、第18条の4、第26条の3、第26条の4</p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の3、第23条の3</p>		
減収見込額	[初年度] ▲17 (▲2)	[平年度] ▲34 (▲2)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新規立地促進税制を活用する企業を増加させ、もって震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における更なる雇用機会の確保に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>復興特区法に基づく税制上の特例措置に係る指定事業者等の数は1,549者（平成25年6月末日現在）であり、既存企業を含む事業者の雇用維持・確保や設備投資に利用されているが、「新規立地促進税制」に係る指定法人は、3者（同日現在）にとどまっている。</p> <p>その理由として、企業へのヒアリングにおいて「再投資等準備金の積立て期間内に、より消費地に近い沿岸地域以外の地域に営業・販売の拠点を置けないため、新規立地促進税制を利用したくても利用できない」との意見や、「再投資として、さらなる販路開拓のため首都圏等に営業・販売拠点を置きたいが、区域外への建物・機械等への再投資に対しては即時償却を適用できない」との意見があり、これらの要件が、「新規立地促進税制」の指定を受けることを躊躇する一因となっていると考えられる。</p> <p>これらの意見の対象となっている各種要件は、被災地へのメリットを確実に及ぼす趣旨で設定されているものであるが、当該趣旨と両立する範囲で緩和する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ	4-1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【要望の措置の背景にある政策の政策体系の中での位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災復興基本法</li> <li>第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。</li> <li>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。</li> <li>□ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策</li> <li>○ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）</li> <li>1 基本的考え方</li> <li>（vi）震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取り組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。</li> </ul> <p>【政策評価体系図における要望の措置の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復興庁政策評価体系（※平成25年度復興庁政策評価実施計画の別紙）</li> <li>施策（1）復興特区制度に係る施策の推進</li> </ul>
	政策の達成目標	復興特区法第40条第1項に規定する復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）における新規立地新設法人数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年3月31日までに復興特区法第40条に基づく指定を受けた法人に対して適用
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	復興特区税制全体では指定件数が増え、企業の投資・雇用が一定程度促進されているものの、特定復興産業集積区域において新設される企業の動きは低調であり、大規模な投資・雇用の創出には至っていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成26年度：24者 平成27年度：24者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	手段としての有効性については、「新規立地促進税制」により、立上げ当初で経営の安定しない新規立地新設法人を税制面から支援することで、特定復興産業集積区域における企業の新設を促進し、被災地において投資・雇用を創出する強力な誘引となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特別区域法第37条から第39条まで）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	具体的な意見のある要件についての直接的な緩和であるので他の手段に比し有効であり、これにより被災地における雇用・投資促進に資するので手段としての的確である。また、被災地以外に効果が及ぶものではなく、課税公平の原則に照らし最小限の特例措置としている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度：2 者 平成 25 年度：1 者（平成 25 年 6 月末日現在）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>適用実績があり、現行の要件のもとでも活用されている状況であるが、復興特区法に基づく他の税制に比して適用実績が少なく、投資・雇用に与えた影響は限定的なものと考えられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>